

令和7年(2025年)11月14日
豊浦総合支所建設農林水産課

下関市豊浦自然活用総合管理センターに係る指定管理候補者の選定結果について

下記のとおり、下関市豊浦自然活用総合管理センターに係る指定管理候補者を選定しましたので、選定結果を公表します。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により下関市議会の議決を経る必要があり、令和7年第4回下関市議会定例会での議決を経た後に、下関市長が指定することになります。

記

1 選定の概要

(1)施設の概要

- ① ア)名 称 下関市豊浦自然活用総合管理センター
イ)所在地 下関市豊浦町大字川棚5262番地1
ウ)施設内容
(構造等)鉄骨瓦平屋建、延面積574.25m²
(主要施設)研修ホール、会議室、展示ホール、事務室、その他

(2)指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3)指定管理候補者の概要

- ア)名 称 一般社団法人 Local Connect TOOURA
イ)所在地 下関市豊浦町大字川棚5158

2 選定までの経緯

- 令和7年 9月19日 公募により応募団体を募集開始
令和7年10月 2日 現地説明会の実施
令和7年10月 3日 申込受付の開始
令和7年10月15日 申込受付の終了
令和7年10月30日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊浦自然活用総合管理センター及び下関市大河内交流センター）を開催
令和7年11月 6日 下関市指定管理候補者選定委員会（下関市豊浦自然活用総合管理センター及び下関市大河内交流センター）が下

関市長に意見書を提出

令和7年11月14日 下関市が指定管理候補者を選定

(1) 応募資格

法人その他の団体（以下「団体」という。）又は複数の団体で構成する共同事業体での応募とし、個人で応募することは出来ません。

また、応募することが出来る団体の資格は次のとおりとします。なお、共同事業体で応募する場合には、構成団体の全てが資格を満たしている必要があります。

(ア)当該団体の事務所が下関市内にあること。

(イ)豊浦地域における雇用を積極的に行い、地域振興行事の開催や豊浦地域観光振興団体との連携事業を積極的に行えること。

(ウ)施設の管理運営業務を行うために、施設に配置する職員の中に、防火対象物の防火管理者の資格を有する（令和7年度中の取得見込を含む）職員が含まれていること。

(エ)次のいずれにも該当していること。

①市税、県税、法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税及び労働保険料を滞納していないこと。

②民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中でないこと。

③指定管理者の責に帰すべき事由により、2年内に指定の取消しを受けていないこと。

④地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されていないこと。

⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある団体でないこと。

⑥過去2年内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと、又は是正勧告を受けたことがある場合にあっては、応募時において当該是正勧告に対する必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。

⑦本施設の管理運営に不可欠な資格等を有していること。

⑧インボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けていること。

⑨共同事業体の場合には、構成する全ての団体が以上の条件を満たすとともに、応募時に「共同事業体協定書」を提出し、また、選定後協定締結時までに、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の

写しの提出が可能であること。

⑩当該募集に係る現地説明会に必ず参加すること。

(2) 応募状況

説明会参加団体数 2 団体

申込書提出団体数 2 団体

・一般社団法人 Local Connect TOYOURA

・一般社団法人 豊浦産業振興事業団

3 選定方法

指定管理候補者の選定については、学識経験者や経営又は財務に関する有識者等から構成される下関市指定管理候補者選定委員会(下関市豊浦自然活用総合管理センター及び大河内交流センター)を開催し、応募者から提出された事業計画書、収支計画書、応募団体の経営状況を説明する資料等及び応募団体のプレゼンテーション等により総合的に審議し、応募団体についての意見を下関市長に提出しました。

下関市は、その意見及び選定の基準を総合的に審査し、応募団体のうちから最も適当と認めるものを指定管理候補者として選定しました。

4 下関市指定管理候補者選定委員会(下関市豊浦自然活用総合管理センター及び下関市大河内交流センター)の委員(5人)

【学識経験者】

鶴山 浄真(山口県下関農林事務所 農業部 担い手支援課長)・・・委員長

【経営・財務に関する有識者】

吉田 恭一(中国税理士会 下関支部 税理士)

【利用に関する有識者】

飯田 俊幸(下関市川棚自治会連合会 会長)

【市職員】

萱野 浩司(下関市農林水産振興部農業振興課主幹)

藤井 裕志(下関市豊浦総合支所次長)

※委員長は、委員の互選により決定

5 選定基準

各委員 100 点満点として評価を行い、最終的に委員 5 人の平均点により順位を決定した。最低制限基準は当該平均点で 60 点とした。

※審査項目等については、別紙 1 のとおり

6 選定委員会の審査結果

(委員1～4は、4で表記する委員の氏名順とは異なります。)

(1)一般社団法人 Local Connect TOYOURA

最低制限 基準	平均点（委員1～委員5の平均）					満点	
	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5		
60	90.2	92	98	86	89	86	100

(2)一般社団法人豊浦産業振興事業団

最低制限 基準	平均点（委員1～委員5の平均）					満点	
	委員1	委員2	委員3	委員4	委員5		
60	85.2	92	68	90	87	89	100

(3)選定委員会での主な意見

- (ア)収支計画について
- (イ)施設利用料の算定方法について
- (ウ)施設の老朽化について
- (エ)自主事業について
- (オ)人員の配置について
- (カ)危機管理について

(4)議事概要録

別紙2のとおり

7 選定結果

下関市は、選定委員会の意見及び選定の基準に基づき総合的に審査し、一般社団法人 Local Connect TOYOURA を指定管理候補者に選定しました。

(1)選定された団体の主な提案内容

別紙3「提案概要」のとおり

(2)選定の主な理由

選定委員会における評価が最も高く、また下関市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項各号に定める選定の基準を満たしていることから、指定管理候補者として最も適当と認められるため。

8 提案額(指定管理料)

5年間の平均額 4, 393千円

5年間の合計額 21, 965千円

※消費税10%で積算